配分金規約

（目　的）
第１条　この規約は、一般社団法人東庄町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う、配分金に関する事項を定めるものである。

（配分金額支払の原則）
第２条　センターは、就業した会員に対する配分金を、原則として郵便局に振込む方法をもって、その全額を支払うものとする。
ただし、配分金は会員との合意によって、現金で直接支払うことができる。
２　センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

（支払日の原則）
第３条　センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月１回あらかじめ別に定める期日に支払うものとする。

（社会的相当配分の原則）
第４条　仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積る場合には、その地域における最低賃金等を尊重し社会的に相当な内容のものとする。

（配分金見積り基準の決定）
第５条　会員の就業に対する配分金の見積り基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

（規約の改廃）
第６条　この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附　　則

この規約は、一般社団法人東庄町シルバー人材センター設立許可のあった日から施行し、平成２７年７月１日から適用する。